第22回消費者安全専門調査会における質問事項について

資料1-2

平成25年6月 消費者委員会事務局

番号	委員等からの質問・宿題内容	委員名	回答	参考資料	
■消	■消費者庁へのヒアリング時				
1	食品衛生法 第54条の第2項において、「営業者もしくは当該職員に廃棄させ、その他必要な処置をとることを命ずることができる」というときの「当該職員」は誰を指すのか。	中川座長代理	「当該職員」とは、営業者の職員ではなく、行政側の職員のことを指す。 「当該職員」の文言は、従前は「当該官吏吏員」だったところ、 平成18年の地方自治法改正で吏員制度が廃止されたことに伴って改定された経緯がある。	-	
■厚生労働省へのヒアリング時					
2	説明資料「平成23年度 衛生行政報告例」の第29表について、「物 品廃棄命令」と「改善命令」の数字が違う理由はなにか。	齋藤委員	本集計の記入要領を確認したところ、「改善命令」については、食品衛生法第56条の規定により、営業施設の整備改善を命じた件数を計上することとされており、食品衛生法第51条に基づき都道府県等で定めた施設の基準に対する改善命令のみとなります。したがって、食品衛生法第54条に基づく廃棄・回収等の命令とは異なるものとなります。 例えば、乳処理業では食品の成分規格の違反により廃棄命令が発せられておりますが、製造所の施設の基準に違反していたものではないため、改善命令は発せられていない場合があります。 〈参考〉 ○食品衛生法第56条 都道府県知事は、営業車がその営業の施設につき第51条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第52条第1項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。	参考資料1-1	
3	説明資料4「食品衛生法に違反する食品の回収情報ホームページ」の食品衛生法第63条において、違反者の公表に関する規定はどのようなものか。	中村(晶)委員	食品衛生法第63条の具体的な規定は、通知で示しています。 〇「食品衛生法第63条に基づく法違反等の名称等の公表について」 (平成18年5月29日付け食安発第0529004号) <参考> 〇食品衛生法 第63条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したものの名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。	参考資料1-2	
■東京都福祉保健局へのヒアリング時					
4	自主回収制度は東京都独自のもので全国一律ではないのか?他 の道府県はどうなっているのか。法律の関係と制度の関係を確認し たい。	中嶋委員	全国食品安全自治ネットワーク(群馬県食品安全課)のホームページでは、ホームページ上で自主回収情報を公開しているのは36自治体。そのうち自主回収の報告を義務化しているのは、27自治体。	参考資料1-3	